



# 自治会の管理する ごみ置き場を 利用できない場合は？

## 相談者の気持ち

中古住宅を購入したところ、自治会の規約で、ごみ置き場の清掃が交代で順番に回ってくるのが分かりました。共働きなので、朝ごみ回収の時間には家にいません。自治会に入会しないと自治会が管理するごみ置き場にごみを出せなくなりますが、どうすればよいでしょう？



自治会は、法律等により入会が強制される団体(強制加入団体)ではないため、入会・退会は自由です。判例でも、自治会は「会員相互の親ぼくを図ること、快適な環境の維持管理及び共同の利害に対処すること、会員相互の福祉・助け合いを行うことを目的として設立された権利能力のない社団であり、いわゆる強制加入団体でもなく、その規約において会員の退会を制限する規定を設けていないのであるから、被上告人(自治会)の会員は、いつでも被上告人に対する一方的意思表示により被上告人を退会することができる」とされています(最高裁平成17年4月26日判決)。なお、自治会の規約において会員の退会を制限する規定が設けられている場合であっても、退会を一切認めないなど合理的な範囲を超えて脱退の自由を制限する規定は、公序良俗(民法90条)違反で無効とされる可能性があります。

以上のように、自治会はあくまで任意に入会・退会することができる団体です。近年では、相談者のような共働き世帯で自治会の活動に参加する時間がなかったり、単身者世帯で自治会の活動に興味・関心がなかったりして、自治会に入会していない人も少なくありません。

ただし、自治会に入会しない場合、基本的には、自治会の活動による利益を享受することはできません。例えば、相談内容にある「自治会が管理するごみ置き場」について、自治会員ではない人の使用を制限しても、必ずしも不当な取り扱いとはいえないでしょう(本論からは少し離れますが、自治会に入会しないにもかかわらず、自治会の防犯・防災活動や地域美化活動による利益を享受する「ただ乗り住民」も、自治会が抱える重大な問題です)。

それでは、「自治会が管理するごみ置き場」を使用することができない場合、どうすればよいのでしょうか。いわゆる家庭ごみは、廃棄物処理法上の「一般廃棄物」(2条2項)に該当するため、市町村が収集・運搬・処分する義務を負います(6条の2第1項)。そこで、市町村に対して、共用のごみ置き場(例えば自治会が管理するごみ置き場)にごみを出して収集等してもらうのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅前にごみを出して収集等してもらう「戸別収集」を実施してもらえないかを市町村の担当窓口にご相談してみましよう。最近では、戸別収集を積極的に導入する市町村も増加しており、柔軟に対応してくれるケースがあります。

